

国立大学の法人化

国立大学法人法等関係 6 法が 7 月に成立、平成 16 年 4 月から法人化

改革の方向

- ・ 明治以来の画期的な大改革
- ・ 大学が自主性・自律性のもと自らの判断と責任で多様で特色ある教育研究を展開
- ・ 学術振興・人材育成の面で国としても責任をもって対処

大学ごとに法人化

- ・ 護送船団方式から脱却
- ・ 予算・人事等の規制を緩和し、自律性の下に競争的環境へ
- ・ より自律的な環境のもと、魅力ある教育研究を積極的に展開

「民間的発想」のマネジメント

- ・ 学長を中心にした役員会でトップマネジメント

「学外者」の経営参画

- ・ 役員や経営方針の審議に学外者参画

学長選考手続の改善

- ・ 学外者も参画する学長選考会議で内外から適任者を選考

「非公務員型」

- ・ 能力・業績に応じた弾力的な人事システム

情報公開、評価の徹底

- ・ 第三者評価の結果による適切な資源配分
- ・ 国民への透明性の確保と社会貢献の増大



競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学づくり

国立大学法人の仕組み

情報公開・第三者評価

自主性・自律性をより発揮して活性化

幹部事務職員を含め、人事は学長の権限

第三者評価を資源配分に反映

国立大学法人

学長選考会議

学外者も参画し適任者を学長に選考

学長

民間的発想によるトップマネジメント

役員会

学外者の経営

学外者が半数以上

経営協議会

参画

教学に関する

学内の代表者

教育研究評議会

非公務員型

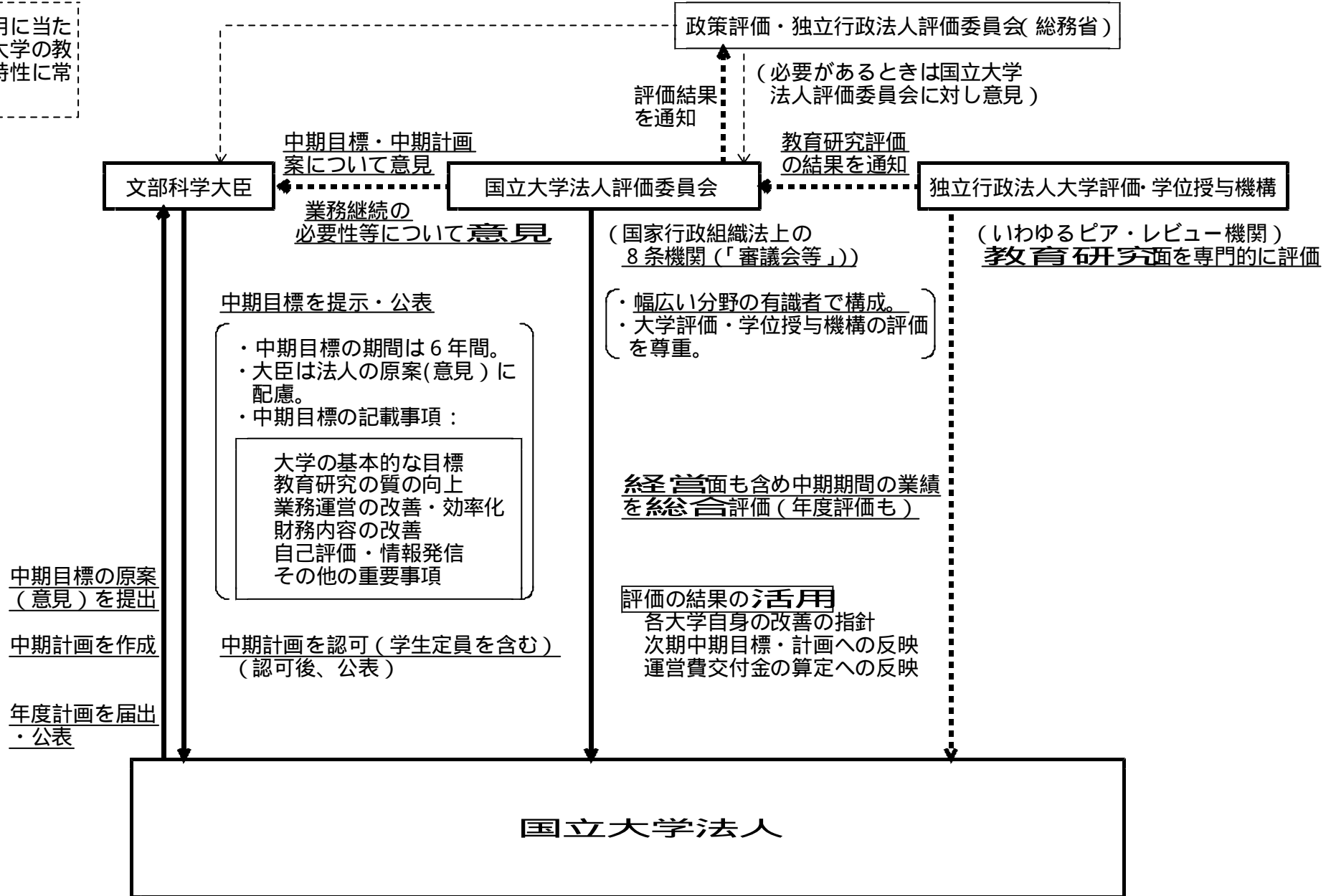
弾力的な人事システム
産学官連携等を推進
外国人を幹部に登用

平成16年4月法人化

各大学は、改革意欲を高め、着々と準備中

国立大学法人に係る目標・計画・評価の概要

法律の運用に当たっては、大学の教育研究の特性に常に配慮。



国立大学法人化の経緯

平成
11年 4月

閣議決定

(国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画)

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

13年 6月

文部科学大臣「大学の構造改革の方針」を発表

1. 国立大学の再編・統合
2. 第三者評価による世界最高水準の大学づくり
3. 国立大学の法人化

13年 6月

閣議決定

(今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針)

国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、・・・民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す。

14年 3月

文部科学省の調査検討会議

新しい「国立大学法人」像について最終報告。

14年 6月

閣議決定

(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002)

国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する。

14年11月

閣議決定

(平成15年度予算編成の基本方針)

競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するため、「国立大学法人」化などの施策を通して大学の構造改革を進める。

15年 7月

国立大学法人法等関係6法成立(10月施行)



平成16年4月国立大学法人成立